

一般社団法人 FLIP コンソーシアム 会員種別変更に関するご案内

現在の会員種別から他の会員種別への変更が可能です。変更前・変更後の会員種別により、それぞれ審査基準や費用が異なりますので、以下の該当する項目をご確認いただいた上で、お申込みください。

なお、会員資格喪失に伴う会員種別変更の場合は、通常の会員種別変更のお申込みと異なり、手続きに期限がございますので、P6の「会員資格喪失に伴う会員種別変更について」を必ずご確認ください。

1. 「ユーザー会員」から「一般会員」への会員種別変更

■ 審査基準

ユーザー会員（法人または個人）であり、FLIP の高度な利用実績および当法人と十分な取引実績があると当法人の理事会による承認を受ける必要があります。

■ 費用

① 会員種別変更費用

会員種別変更費用

1,650,000 円（税込）

② 年会費の差額

ユーザー会員としてお支払い済みの当該事業年度の年会費と、下記の表に定める従業員数により区分される一般会員の年会費に差額が発生する場合は、差額分をお支払いいただきます。

| 一般会員 会費区分 | 年会費 | ユーザー会員年会費との差額 | 窓口/連絡担当者数 |
|---|-------------------|--------------------------|-----------|
| カンパニー (従業員 10 人以下の法人会員 または個人会員) | 330,000 円 (税込) | なし | 各 1 名 |
| ビジネス (従業員 11 人以上 300 人以下の 法人会員または個人会員) | 440,000 円 (税込) | 110,000 円 (税込) | 各 2 名 |
| エンタープライズ (従業員 301 人以上の法人会員) | 550,000 円 (税込) | 220,000 円 (税込) | 各 3 名 |

一般会員へ会員種別を変更した場合・・・

- ・同一法人格内であれば、PC の台数の制限なく、FLIP プログラムを同時にご使用いただくことが可能です。
- ・FLIP プログラムは、実行形式での提供（実行時にプロテクトキー不要）となり、FLIP ROSE 2D、3D の一部のバージョンのみソースコードが提供されます。
- ・従業員数に基づく会費区分によって、登録可能な窓口担当者および連絡担当者数が変わります。

■ お申込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」および「一般社団法人 FLIP コンソーシアム一般会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail にて FLIP コンソーシアムカスタマーサービス (info@flip.or.jp) までお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（法人用または個人用）
- ② 法人概要（法人会員が別紙として提出される場合のみ）
- ③ FLIP 関連の論文のコピー（発表歴がある場合）

*②、③の提出方法については P5 の
<別紙の提出方法について> をご覧ください。

2. 「一般会員」または「正会員」から「ユーザー会員」への会員種別変更

■ 審査および費用

当法人の理事長または担当理事の承認が必要となります。会員種別変更にかかる費用のお支払いはございません。

※年会費を支払い済みの事業年度内に会員種別を変更する場合で、支払い済みの年会費とユーザー会員の年会費との間に差額が発生する場合は、月割計算に基づき算定した金額を返金します。

ユーザー会員へ会員種別を変更した場合・・・

- ・FLIP プログラムを同時にご使用いただける数が同一ネットワーク内の最大 10 台までの PC に制限されます。
- ・FLIP プログラムをご使用の際にプロテクトキー（USB 型ドングルキー）が必要です。
- ・FLIP プログラムは、実行形式のみの提供となり、ソースコードは提供されません。
- ・FLIP プログラムおよびアンサーサービスの言語を日本語または英語のいずれかから選択できます。

■ お申込みの前にご確認ください

- ・ユーザー会員用プログラムは、上記のとおり、同一ネットワーク内にてご使用いただく必要があります。現在ご使用になっている LAN システムによっては、お使いいただけない場合もございますので、ユーザー会員に種別変更をお申込みの際は事前に LAN 接続の動作確認をお勧めいたします。動作確認に関しましては、FLIP コンソーシアム テクニカルサービス (tech_info@flip.or.jp) までお問い合わせください。
- ・正会員のお客様が会員種別を変更されますと、「社員」ではなくなり、FLIP コンソーシアムの社員としての資格及び権利を喪失します。
- ・一般会員または正会員からユーザー会員に会員種別を変更された後、再び一般会員または正会員に会員種別変更を希望された場合、会員種別変更について承認されないことがございますので、あらかじめご理解いただいた上で、お申込みください。

■ お申込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」および「一般社団法人 FLIP コンソーシアムユーザー会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail にて FLIP コンソーシアム カスタマーサービス (info@flip.or.jp) までお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（法人用または個人用）

3. 「正会員」から「一般会員」への会員種別変更

■ 審査および費用

当法人の理事会による承認が必要となります。会員種別変更にかかる費用のお支払いはございません。

一般会員へ会員種別を変更した場合・・・

・FLIP プログラムは、正会員と同様に実行形式での提供となりますが、ソースコードの提供は、FLIP ROSE 2D、3D の一部のバージョンのみに制限されます。

■ お申込みの前にご確認ください

- ・会員種別を変更されますと、「社員」ではなくなり、FLIP コンソーシアムの社員としての資格及び権利を喪失します。
- ・一般会員に会員種別を変更された後、再び正会員に会員種別変更を希望された場合、会員種別変更について承認されない場合がございますので、あらかじめご理解いただいた上で、お申込みください。

■ お申込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム一般会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail にて FLIP コンソーシアム カスタマーサービス (info@flip.or.jp) までお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（法人用または個人用）

4. 「一般会員」から「正会員」への会員種別変更

■ 審査基準

国内の一般会員（法人のみ）で、FLIP の高度な利用実績および当法人と十分な取引績があり、かつ FLIP の研究開発に関する十分な実績を有すると当法人の理事会による承認を受ける必要があります。

■ 費用

会員種別変更にかかる費用のお支払いはございません。

正会員へ会員種別を変更した場合・・・

・FLIP プログラムは、一般会員と同様に実行形式での提供となりますが、FLIP ROSE 2D、3D の最新および旧バージョンのソースコードが提供されます。

■ お申込みの前にご確認ください

- ・正会員に会員種別を変更されますと、FLIP コンソーシアムの「社員」となり、当法人の運営に関する議決権を有します。一般社団法人において「社員」とは、その法人の構成員のことであり、株式会社の株主に相当します。社員は、一般社団法人の最高意思決定機関である「社員総会」の議決権を持つこととなりますので、社員総会を通じて法人の運営に関与することとなります。具体的にどのような議決を行うかについては、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」の社員総会の条項をご覧ください。

■ お申し込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム 正会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail (info@flip.or.jp) にて FLIP コンソーシアム カスタマーサービスまでお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（正会員用）
- ② 法人概要（別紙として提出される場合）
- ③ FLIP 関連の論文のコピー（発表歴がある場合）

*②、③の提出方法については P5 の
<別紙の提出方法について> をご覧ください。

5. 「ユーザー会員」から「正会員」への会員種別変更

■ 審査基準

国内のユーザー会員（法人のみ）で、FLIP の高度な利用実績および当法人と十分な取引績があり、かつ FLIP の研究開発に関する十分な実績を有すると当法人の理事会による承認を受ける必要があります。

■ 費用

① 会員種別変更費用

| | |
|----------|-----------------|
| 会員種別変更費用 | 1,650,000 円（税込） |
|----------|-----------------|

② 年会費の差額

ユーザー会員としてお支払い済みの当該事業年度の年会費と、下記の表の区分により定められる正会員の年会費に差額が発生する場合は、差額分をお支払いいただきます。

| 正会員 会費区分 | 年会費 | ユーザー会員年会費との差額 | 窓口/連絡担当者数 |
|--|-------------------|--------------------------|-----------|
| カンパニー (従業員 10 人以下の法人会員) | 330,000 円 (税込) | なし | 各 1 名 |
| ビジネス (従業員 11 人以上 300 人以下の法人会員) | 440,000 円 (税込) | 110,000 円 (税込) | 各 2 名 |
| エンタープライズ (従業員 301 人以上の法人会員) | 550,000 円 (税込) | 220,000 円 (税込) | 各 3 名 |

正会員へ会員種別を変更した場合・・・

- ・同一法人格内であれば、PC の台数の制限なく、FLIP プログラムを同時にご使用いただくことが可能です。
- ・FLIP プログラムは、実行形式での提供（実行時にプロテクトキー不要）となり、FLIP ROSE 2D、3D の最新および旧バージョンのソースコードが提供されます。
- ・従業員数に基づく会費区分によって、登録可能な窓口担当者および連絡担当者数が変わります。

■ お申込みの前にご確認ください

・正会員に会員種別を変更されますと、FLIP コンソーシアムの「社員」となり、当法人の運営に関する議決権を有します。一般社団法人において「社員」とは、その法人の構成員のことであり、株式会社の株主に相当します。社員は、一般社団法人の最高意思決定機関である「社員総会」の議決権を持つこととなりますので、社員総会を通じて法人の運営に関与することとなります。具体的にどのような議決を行うかについては、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」の社員総会の条項をご覧ください。

■ お申し込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム 正会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail (info@flip.or.jp) にて FLIP コンソーシアム カスタマーサービスまでお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（正会員用）
- ② 法人概要（別紙として提出される場合）
- ③ FLIP 関連の論文のコピー（発表歴がある場合）

*②、③の提出方法については P5 の
<別紙の提出方法について> をご覧ください。

6. 「海外会員」から「ユーザー会員」への会員種別変更

■ 審査および費用

当法人の理事長または担当理事の承認が必要となります。会員種別変更にかかる費用のお支払いはございません。

会員種別を変更した場合・・・

- ・会員種別変更後も現在お使いのプロテクトキーをそのままご使用いただけます。
- ・会員種別変更時に FLIP プログラムの言語の変更を希望されない場合は、ご使用いただける FLIP プログラムおよび使用方法に変更はございません。
- ・会員種別変更時に FLIP プログラムの言語を現在お使いの言語から他の言語に変更を希望される場合は、「追加プログラムセット」（税込 110 万円）をご購入いただく必要がございます。その場合は、追加プログラムセット用のプロテクトキーを別途お送りいたします。追加プログラムセットのご購入については、「追加プログラムセット購入規約」をご覧ください。

■ お申し込み方法

「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」および「一般社団法人 FLIP コンソーシアムユーザー会員規約」をご確認の上、以下の書類を E-mail (info@flip.or.jp) にて FLIP コンソーシアム カスタマーサービスまでお送りください。

- ① 会員種別変更申込書（法人用または個人用）

<別紙の提出方法について>

「法人概要」または「FLIP 関連の論文のコピー」を別紙で提出される場合は、メール添付または郵便にてお送りください。FLIP 関連の論文については、数が多い場合は、代表して 2～3 編お送りいただくとともに、論文リストをお送りください

【送付先】一般社団法人 FLIP コンソーシアム カスタマーサービス宛

メール添付の場合： info@flip.or.jp

郵便の場合： 〒604-0844 京都市中京区仲保利町 185 時事通信社ビル 5 階

会員資格喪失に伴う会員種別変更について

以下に該当する場合は、「会員資格喪失に伴う会員種別変更」としてお手続きいただくことになります。

- ・正会員が国内の個人に変更になったことにより、一般会員またはユーザー会員に会員種別変更を申し込む場合
- ・海外会員が国内の法人または個人に変更になったことにより、ユーザー会員に会員種別変更を申し込む場合

◆ お申込みに関する注意事項 ◆

会員資格喪失に伴う会員種別変更については、以下のとおりお手続きに期限がございます。

- ・**当法人より会員資格喪失について通知を行った日より 14 日以内**に、会員種別変更申込書を FLIP コンソーシアム事務局にお送りください。
- ・当法人の理事長または担当理事による承認後（正会員から一般会員への会員種別変更については、当法人の理事会の承認後）、会員種別変更承諾書をお送りいたしますので、**承認日より 14 日以内**に FLIP コンソーシアム事務局までご返送ください。

「会員種別変更申込書」および「会員種別変更承諾書」を期限内にご提出いただけない場合は、「再入会」としてお手続きいただくことになり、再入会金 110 万円（税込）が必要となりますこと、ご了承ください。

【会員種別変更のお申込みに関する注意事項】

- 会員種別変更のお申込みにあたっては、必ず事前に「一般社団法人 FLIP コンソーシアム定款」、および変更を申し込む会員種別に適用される会員規約（「一般社団法人 FLIP コンソーシアム 正会員規約」、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム 一般会員規約」または「一般社団法人 FLIP コンソーシアム ユーザー会員規約」）をご確認下さい。
- 海外会員が国内の法人または個人に変更になった場合は、ユーザー会員へのみ会員種別変更のお申込みが可能です。海外会員から正会員または一般会員への会員種別変更をお申込みいただくことはできません。
- 一般会員から正会員へ、またはユーザー会員から正会員もしくは一般会員へ会員種別を変更される場合、お申込書にご記入頂きました情報およびご提出頂きました書類の内容を基に、別に定める入会基準に沿って当法人の理事会において審査をいたします。審査の結果は文書で通知させていただきます。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ご提出いただいた申込書の内容では不明な点がある場合などは、追加資料のご提出を依頼する場合がございます。
 - ・当法人の理事会にて会員種別の変更が承認されました後、「会員種別変更承諾書」および会員種別変更にかかる費用のご請求がある場合は「請求書」も併せてお送りいたします。（正会員への会員種別変更の場合は、「社員承諾書」もお送りいたします。）会員種別変更承諾書（および社員承諾書）のご返送およびご入金の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- 正会員から一般会員へ会員種別変更される場合は、当法人の理事会による承認後にお送りする「会員種別変更承諾書」および「退社届」のご返送の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- 正会員または一般会員からユーザー会員へ会員種別を変更される場合は、当法人の理事長もしくは担当理事による承認後にお送りする「会員種別変更承諾書」（正会員からユーザー会員へ変更される場合は「退社届」も併せて）のご返送の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- 海外会員からユーザー会員へ会員種別を変更される場合は、当法人の理事長もしくは担当理事による承認後にお送りする「会員種別変更承諾書」のご返送の確認をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- 手続きの進行や審査の状況などによりまして、お申込みを頂きましてから手続きの完了までに 1 ヶ月以上かかることがあります。
- 会員種別変更申込書、その他ご提出頂きました書類の内容に万が一虚偽または不正な記述があった場合や、記述に不備があり会員種別変更の基準に満たないと判明した場合は、当法人の理事会または理事長・担当理事にて会員種別の変更を承認後であっても会員種別の変更の承認を取り消す場合がございます。

«会員種別変更に関するお問い合わせ先»

一般社団法人 FLIP コンソーシアム カスタマーサービス

〒604-0844 京都市中京区仲保利町 185 時事通信社ビル 5 階

E-mail : info@flip.or.jp TEL : 075-253-1240